

(総則)

第1条 供給人は、頭書の物件を別添仕様書(内訳書)、図面又は見本に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書の納入場所に、頭書の納入期限までに納入しなければならない。

(契約の変更)

第2条 注文者は必要と認めるときは、供給人と協議のうえ契約数量及び契約金額を変更することができる。

2 供給人は、注文者の指定する期限までに物件供給契約変更請書を提出しなければならない。

(供給代金の内払い)

第3条 物件供給代金の内払いについては、検査済数量に対する代価の範囲内において、回数を制限しないでその支払いをすることができる。

(物件の引取り)

第4条 供給人は、一旦納入した物件は引き取ることができない。ただし、注文者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(予定数量の変更)

第5条 予定数量をもって供給契約をしたものについては、注文者の都合によりその数量に増減を生ずることがあっても、供給人は、異議の申し出又は損害賠償の請求をすることができない。

(納入期限の延長)

第6条 供給人は、天災地変その他避けることができない事由により納入期限内に物件を納入することができないときは、注文者にその事由を記載した延期願を提出し、承認を受けなければならない。

(権利又は義務の譲渡等の禁止)

第7条 契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供することができない。ただし、注文者の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(履行遅延違約金の徴収)

第8条 供給人が自らの責めに基づく事由により納入期限までに物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込みのあるときは、注文者は契約を継続し、履行完了後供給人から遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する金額を履行遅延の違約金として徴収する。

2 注文者は、供給人が指定期間内に違約金を納入しないときは、契約金、契約保証金その他供給人に支払うべき債務と相殺することができる。

(注文者の催告による解除権)

第9条 注文者は供給人が、次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約の履行期限内に物件を納入しないとき、又は物件を納入する見込みがないと認められるとき。
- (2) 供給人又はその使用人が、この契約に基づく検査の実施に当たる職員の職務の執行を妨げたとき、又は指示に従わないとき。
- (3) 契約の締結又は履行に当たり不正な行為により契約の目的を達することができないとき。
- (4) 正当な理由なく、第24条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、供給人又はその使用人がこの契約に違反したとき。

(注文者の催告によらない解除権)

第10条 注文者は、供給人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して売掛債権を譲渡したとき。
- (2) 目的物の納入等ができないことが明らかであるとき。

- (3) 供給人がこの契約の目的物の納入等の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 供給人の債務の一部の履行が不能である場合又は供給人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、供給人がその債務の履行をせず、注文者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に売掛債権を譲渡したとき。
- (8) 第12条又は第13条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 供給人（供給人が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（供給人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、供給人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 仕入れ等の契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 供給人が、イからホまでのいずれかに該当する者を仕入れ等の契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、注文者が供給人に対して当該契約の解除を求め、供給人がこれに従わなかったとき。

（注文者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第11条 第9条各号又は前条各号に定める場合が注文者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、注文者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（供給人の催告による解除権）

第12条 供給人は、注文者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（供給人の催告によらない解除権）

第13条 供給人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 注文者の都合による契約の履行の遅延又は中止の期間が3箇月又は契約の履行に要する期間の2分の1以上になったとき。
- (2) 注文者が必要とする契約の変更により契約金額が3分の2以上減少したとき。

（供給人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が供給人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、供給人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（協議による契約の解除）

第 15 条 注文者は、必要があると認めるときは、第 9 条又は第 10 条の規定にかかわらず、供給人と協議のうえこの契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第 16 条 注文者は、この契約が目的物等の完納前に解除された場合においては、既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既済部分に相応する契約代金を供給人に支払わなければならない。

2 目的物等の完納後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については注文者及び供給人が民法の規定に従って協議して決める。

(注文者の損害賠償請求等)

第 17 条 注文者は、供給人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に目的物等の納入等を完了することができないとき。
- (2) この契約の目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 9 条、第 10 条又は第 27 条の規定により目的物等の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、供給人は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として注文者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 9 条、第 10 条又は第 27 条の規定により目的物等の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 目的物等の引渡し前に、供給人がその債務の履行を拒否し、又は供給人の責めに帰すべき事由によって供給人の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 供給人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 供給人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 供給人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして供給人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、注文者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。

(供給人の損害賠償請求等)

第 18 条 供給人は、注文者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして注文者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 12 条又は第 13 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 23 条の規定による契約金の支払いが遅れた場合においては、供給人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを注文者に請求することができる。

(契約保証金の還付)

第 19 条 契約保証金は、契約履行後又は前条の規定によりこの契約を解除したときに還付する。

(検査の実施)

第 20 条 供給人が物件を納入するときは、納品書を注文者に提出し、注文者の指定する検査職員(以下「検査員」という。)の検査を受けなければならない。

- 2 検査員は、前項の納品書を受領したときは、その日から起算して10日以内に供給人を立ち会わせて検査を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を15日まで延長することができる。この場合において、供給人が立会いをしないときは、検査の結果について異議を申し出ることができない。
- 3 検査員は、必要があると認めるときは、目的物の一部を破壊、分解又は試験して検査を行うことができる。
- 4 供給人は、納入した物件が第2項の検査に合格しないときは、注文者の指定する期間にこれを補修し、又は当該物件を引き取った後代品を納入し、注文者の指定する検査員の検査を受けなければならない。この場合において、第2項に規定する期間は、注文者が供給人から補修し、又は代品を納入した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(検査の費用)

第21条 前条の検査に要する費用は、供給人の負担とする。

(物件の引渡し)

- 第22条 物件の引渡しは、第20条の検査に合格した時に完了するものとする。
- 2 物件の所有権は、前項の引渡しの完了をもって注文者に移転するものとする。
 - 3 物件の引渡し前に生じた損害は、すべて供給人の負担とする。

(代価の支払時期)

第23条 契約金は、前条第1項の物件の引渡し完了後適法な請求があつた日から30日以内に支払うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を45日まで延長することができる。

(契約不適合責任)

- 第24条 注文者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、供給人に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、注文者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、供給人は、注文者に不相当な負担を課するものでないときは、注文者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、注文者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、注文者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 供給人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、注文者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 第1項又は第3項の規定は、目的物の契約不適合が注文者の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、供給人がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約不適合責任期間等)

- 第25条 注文者は、引き渡された、目的物に関し、第22条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、供給者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 注文者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において

「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を供給人に通知した場合において、注文者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 注文者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が供給人の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する供給人の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 注文者は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに供給人に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、供給人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、供給人の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、注文者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、供給人がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(紛争の解決)

第26条 この契約について、注文者と供給人との間に紛争を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、川西市契約規則(昭和49年川西市規則第15号)によるほか、その都度注文者と供給人との協議の上定めるものとする。

(談合行為に対する措置)

第27条 供給人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金としてこの契約及びこの契約に係る変更契約による契約金額の100分の1に相当する額を注文者に支払わなければならない。物件納入後についても、また、同様とする。

- (1) 供給人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 供給人が独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む)。
 - (3) 供給人(供給人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。
- 2 注文者は、前項に規定する場合においては、契約を解除することができる。
 - 3 第1項各号の規定は、注文者の供給人に対する損害賠償請求を妨げるものではない。